

主要事項のとりまとめ案

(地方税)

- 市民公益税制[地方税]
- 納税環境整備[地方税]

市民公益税制〔地方税〕

- 「新しい公共」推進会議や「新しい公共」調査会の提案等を踏まえてとりまとめられた「市民公益税制PT報告書」の内容を税制改正大綱に盛り込む。

(参考) 主な内容

- ・ 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）
 - (1) 寄附対象団体の拡大
 - (2) 地方団体によるNPO法人支援（ふるさと寄附金の活用）
 - (3) 控除対象寄附金の適用下限額の引下げ

納税環境整備 [地方税]

1. 先般の税制調査会において報告された「納税環境整備 P T 報告書」の内容を税制改正大綱に盛り込む。

(主な事項)

- (1) 以下については、国税の見直しと併せて所要の措置を講ずる。

- ・ 税務調査手続 (総務省が行う調査手続)
- ・ 更正の請求
- ・ 理由附記 (総務大臣が行う処分に関する手続)

- (2) 以下については、各地方自治体において適切に対応することができるよう、国税における取扱いについて情報提供を十分に行う。

- ・ 税務調査手続 (地方自治体が行う調査手続)
- ・ 理由附記 (地方自治体が行う処分に関する手続)
- ・ 国税における「納税者権利憲章」の策定を踏まえた対応

2. また、課税の適正化の観点等から以下の措置等を実施する。

- ・ 罰則の見直し (平成 22 年度改正における国税の見直し内容等を踏まえ、地方税において平成 23 年度改正で所要の改正を実施する。)